

様式第5号(第3条関係)

宣 誓 書

私は、福津市公の施設における指定管理者の指定の申請を行うに当たり、次の事項に該当しないことを宣誓します。

- 1 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定により本市から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない団体
- 2 次の各号に該当する者が役員となっている団体
 - (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 精神の機能の障害により指定管理者の役員として必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (4) 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）
 - (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 3 本指定管理者の受付開始日の2年前以降の日において、市に対し警察本部から下記の通知があった者が役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）となっている団体
 - (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）である者
 - (2) 暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。）となっている者
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用している者
 - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結した者
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用した者
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与した者
 - (7) 個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用した者、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与した者

(8) 暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している者

年 月 日

法人又は団体の名称

代表者の氏名

